

令和元年第8回瑞穂市教育委員会定例会 次第

令和元年8月30日

開会

- 日程第1 令和元年第7回瑞穂市教育委員会定例会会議録の承認について
- 日程第2 会議録署名委員の指名について
- 日程第3 議案第15号 瑞穂市給食センター運営規則の一部を改正する規則について
- 日程第4 議案第16号 瑞穂市次世代育成支援対策協議会委員の委嘱について
- 日程第5 意見聴取 平成30年度瑞穂市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第6 意見聴取 平成30年度瑞穂市学校給食事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第7 意見聴取 平成31年度瑞穂市一般会計補正予算（第3号）について
- 日程第8 意見聴取 平成31年度瑞穂市学校給食事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第9 教育長の報告
- 日程第10 その他 教育次長  
教育総務課長  
学校教育課長  
幼児支援課長  
生涯学習課長  
次回教育委員会会議の開催について  
令和元年 月 日（ ）午後 時 分から

閉会

議案第15号

瑞穂市給食センター運営規則の一部を改正する規則について

瑞穂市給食センター運営規則（平成19年瑞穂市教育委員会規則第7号）の一部を改正する規則案を別紙のとおり提出する。

令和元年8月30日提出

瑞穂市教育委員会教育長 加納博明

提案理由

令和元年10月1日より消費税率が引き上げられることに伴い、給食費を改定する必要があるため、瑞穂市給食センター運営規則の一部を改正するもの。

## 瑞穂市給食センター運営規則の一部を改正する規則

瑞穂市給食センター運営規則（平成19年瑞穂市教育委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

第4条第3項第1号中「及び職員」を削り、同項第4号中「4, 740円」を「4, 830円」に改め、同号を同項第7号とし、同号の前に次の1号を加える。

（6） 幼稚園の職員 月額3, 780円

第4条第3項第3号中「幼稚園児等及び職員」を「幼稚園児」に改め、同号を同項第5号とし、同号の前に次の1号を加える。

（4） 中学校の職員 月額4, 830円

第4条第3項第2号中「及び職員」を削り、同号を同項第3号とし、同項第1号の次に次の1号を加える。

（2） 小学校の職員 月額4, 100円

第5条第1項中「園児等」を「園児」に改める。

### 附 則

この規則は、令和元年10月1日から施行する。

瑞穂市給食センター運営規則（平成19年瑞穂市教育委員会規則第7号）新旧対照表

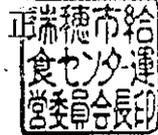
改正後（案）	現行
<p>（給食費）</p> <p>第4条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 給食費の額は、一人あたり次のとおりとする。ただし、給食月数が11回の場合にあっては、8月は徴収しないものとする。</p> <p>(1) 小学校の児童_____ 月額4,020円</p> <p><u>(2) 小学校の職員 月額4,100円</u></p> <p><u>(3) 中学校の生徒_____ 月額4,740円。ただし、3年生の3月分は、2,320円とする。</u></p> <p>(4) 中学校の職員 月額4,830円</p> <p>(5) 幼稚園児_____ 月額3,710円</p> <p><u>(6) 幼稚園の職員 月額3,780円</u></p> <p><u>(7) 給食センター職員 月額4,830円</u></p> <p>（給食費の減額）</p> <p>第5条 児童、生徒、<u>園児</u>及び職員が次の各号のいずれかに該当したときは、給食費を減額することができる。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>2 略</p>	<p>（給食費）</p> <p>第4条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 給食費の額は、一人あたり次のとおりとする。ただし、給食月数が11回の場合にあっては、8月は徴収しないものとする。</p> <p>(1) 小学校の児童<u>及び職員</u> 月額4,020円</p> <p><u>(2) 中学校の生徒<u>及び職員</u> 月額4,740円。ただし、3年生の3月分は、2,320円とする。</u></p> <p><u>(3) 幼稚園児等<u>及び職員</u> 月額3,710円</u></p> <p><u>(4) 給食センター職員 月額4,740円</u></p> <p>（給食費の減額）</p> <p>第5条 児童、生徒、<u>園児等</u>及び職員が次の各号のいずれかに該当したときは、給食費を減額することができる。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>2 略</p>

瑞給運第1号  
令和元年8月19日

瑞穂市給食センター所長 様

瑞穂市給食センター運営委員会

会長 藤田 佳



消費税率の引き上げによる給食費の改定について (答申)

令和元年7月29日付、瑞給第18号で諮問のあった標記の件について、当運営委員会において慎重に審議した結果、下記の結論に達したので答申する。

答 申

消費税率の引き上げによる給食費の改定については、次のとおりとすることが妥当である。

(給食費の改定)

区分	給食費：月額			減額取扱規定：日額		
	現行	改定後	増減	現行	改定後	増減
中学校職員	4,740円	4,830円	90円	260円	270円	10円
小学校職員	4,020円	4,100円	80円	220円	230円	10円
幼稚園職員	3,710円	3,780円	70円	210円	220円	10円
給食センター職員	4,740円	4,830円	90円	260円	270円	10円

本年10月に予定されている消費税率の引き上げ(8%から10%)については、低所得者への配慮の観点から軽減税率(8%)が設けられ、酒類・外食を除く飲食料品がその対象となる。また、給食費についても、園児・児童・生徒については軽減税率の対象となるため、給食費の改定は必要ないが、それ以外の者(教員や職員など)は、その対象とはならず標準税率(10%)が適用される。

当市の給食事業は特別会計で運営されており、消費税の確定申告を行っている関係上、標準税率の対象者の給食費を改定しないと、園児等軽減税率対象者の給食費が納付消費税に充てられることとなり給食の質を保つことができなくなるため、標準税率対象者の給食費を消費税率の引き上げ分相当額引き上げることが妥当であると判断した。端数処理についても同様の観点から、10円未満を切り上げることが妥当であるとした。

改定の時期：令和元年10月1日

瑞給第18号  
令和元年7月29日

瑞穂市給食センター運営委員会  
会長 様

瑞穂市給食センター所長 広瀬 常司



消費税率の引き上げによる給食費の改定について（諮問）

平成28年11月の税制改正により、本年10月1日から消費税率が10%に引き上げられることとなります。それに伴い、給食費の見直しが必要となることが想定されます。

つきましては、瑞穂市給食センター運営委員会規則（平成19年教育委員会規則第8号）第4条第1号の規定に基づき、給食費の改定について貴運営委員会の意見を求めます。

## 消費税の改正に伴う給食費の見直し

### 1、消費税の改正及び時期

(税率) 現行：8% → 改正後：10% 令和元年10月1日より

### 2、消費税の軽減税率制度の実施

消費税の引き上げと同時に軽減税率制度も実施されます。軽減税率制度は、低所得者への配慮の観点から、「酒類・外食を除く飲食料品」と「定期購読契約が締結された週2回以上発行される新聞」を対象に、軽減税率（8%）が適用されます。

### 3、消費税改正と給食への影響

- ・ 賄材料費は、飲食料品の購入であるため、原則、軽減税率の適用となります。
- ・ 給食費は、児童・生徒・園児は軽減税率適用。その他は、標準税率（10%）が適用されます。

適用区分	標準税率（10%）	軽減税率（8%）
児童、生徒、幼児		○
教員や職員など	○	

当市の給食費は、特別会計として運営しており、消費税の申告をする必要がある関係上、標準税率（10%）が適用される場合は、給食費を見直す必要がでてきます。

### 4、給食費の改定（案）

単位：円

区分	給食費：月額				減額取り扱い規定：日額			
	現行	10%	改定後	増減	現行	10%	改定後	増減
中学校生徒	4,740		4,740	0	260		260	0
同 職員	4,740	4,827	4,830	90	260	265	270	10
小学校児童	4,020		4,020	0	220		220	0
同 職員	4,020	4,094	4,100	80	220	225	230	10
幼稚園児	3,710		3,710	0	210		210	0
同 職員	3,710	3,778	3,780	70	210	213	220	10
給食センター職員	4,740	4,827	4,830	90	260	265	270	10

※端数整理は、給食の質を確保する観点から10円未満を切り上げています。

※日額の10%は、改定後の月額×11月÷200日（幼稚園は195日）で算出しています。

## 軽減税率制度ってなに？



実施時期はいつなの？

令和元年10月1日

(消費税率引上げと同時)

税率はどうなるの？

[制度実施前] 税率8% (消費税率6.3%、地方消費税率1.7%)

標準税率10% (消費税率7.8%、地方消費税率2.2%)

軽減税率 8% (消費税率6.24%、地方消費税率1.76%)

軽減税率の対象品目は何？

- 酒類・外食を除く飲食料品
- 週2回以上発行される新聞  
(定期購読契約に基づくもの)

## 軽減税率の対象品目①

軽減税率が適用されるのは、次の対象品目の譲渡（販売）です。

### 軽減税率の対象品目

#### 飲食料品



飲食料品とは、食品表示法に規定する食品（酒類を除きます。）をいい、一定の要件を満たす一体資産を含みます。外食やケータリング等は、軽減税率の対象品目には含まれません。

※ 食品表示法に規定する「食品」とは、全ての飲食物をいい、人の飲用又は食用に供されるものです。また、「食品」には、「医薬品」、「医薬部外品」及び「再生医療等製品」が含まれず、食品衛生法に規定する「添加物」が含まれます。

#### 新聞

軽減税率の対象となる新聞とは、一定の題号を用い、政治、経済、社会、文化等に関する一般社会的事実を掲載する週2回以上発行されるもので、定期購読契約に基づくものをいいます。

### 《軽減税率の対象となる飲食料品の範囲》

軽減税率対象

標準税率対象



※ 一定の要件を満たす一体資産は、飲食料品として軽減税率の対象となります（P4参照）。

※ 「よくわかる消費税軽減税率制度（国税庁）」より。

#### (4) 有料老人ホームでの飲食料品の提供、学校給食

有料老人ホームや小中学校などで提供される食事（以下「給食等」といいます。）で、これらの施設で日常生活や学校生活を営む者（以下「入居者等」といいます。）の求めに応じて、その施設の設置者等が調理等をして提供するもののうち、一定の基準を満たすものについては、軽減税率の対象となります（具体的な対象範囲は次ページ参照）。

##### ■ 軽減税率の対象となる給食等の限度額は…？

次ページに掲げる施設の設置者等が同一の日に同一の入居者等に対して行う飲食料品の提供の対価の額（税抜き）が1食につき640円以下であるもののうち、その日の最初に提供された飲食料品の提供の対価の額から累計した金額が1,920円に達するまでの飲食料品の提供が軽減税率の対象となります。

また、累計額の計算方法につきあらかじめ書面で累計額の計算の対象となる飲食料品の提供を定めている場合にはその方法によることとされています。



#### 軽減税率の対象となる給食等（飲食料品の提供）の範囲

施設	飲食料品の提供の範囲
有料老人ホーム	有料老人ホームの設置者又は運営者が、入居者 <sup>(※1)</sup> に対して行う飲食料品の提供
サービス付き高齢者向け住宅	サービス付き高齢者向け住宅の設置者又は運営者が入居者に対して行う飲食料品の提供
義務教育諸学校 <sup>(※2)</sup>	義務教育諸学校の設置者が、その児童又は生徒の全て <sup>(※3)</sup> に対して学校給食として行う飲食料品の提供
夜間課程を置く高等学校	高等学校の設置者が、夜間課程で教育を受ける生徒の全て <sup>(※3)</sup> に対して夜間学校給食として行う飲食料品の提供
特別支援学校の幼稚部又は高等部	特別支援学校の設置者が、その幼児又は生徒の全て <sup>(※3)</sup> に対して学校給食として行う飲食料品の提供
幼稚園	幼稚園の設置者が、その施設で教育を受ける幼児の全て <sup>(※3)</sup> に対して学校給食に準じて行う飲食料品の提供
特別支援学校の寄宿舎	寄宿舎の設置者が、寄宿舎に寄宿する幼児、児童又は生徒に対して行う飲食料品の提供

※「消費税軽減税率の手引き（国税庁）」Ⅱ軽減税率の対象品目より抜粋。

## 議案第16号

瑞穂市次世代育成支援対策協議会委員の委嘱について

瑞穂市次世代育成支援対策協議会委員に別紙の者を委嘱したいので、瑞穂市教育委員会事務委任規則（平成15年瑞穂市教育委員会規則第6号）第1条第11号の規定により教育委員会の議決を求める。

令和元年8月30日提出

瑞穂市教育委員会教育長 加 納 博 明

提案理由

瑞穂市次世代育成支援対策協議会委員の公募に応募があったことから、瑞穂市附属機関設置条例（平成20年瑞穂市条例第30号）第4条第2項の規定により、瑞穂市次世代育成支援対策協議会委員を委嘱するもの。

瑞穂市次世代育成支援対策協議会委員

	氏名	任期	備考（委員構成区分）	
1	中林 由紀子	令和元年11月26日から 令和2年3月25日まで	市民代表	公募委員

## 意見聴取

平成30年度瑞穂市一般会計歳入歳出決算の認定について

平成30年度瑞穂市一般会計歳入歳出決算の認定について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定により、瑞穂市教育委員会の意見を求める。

令和元年8月30日提出

瑞穂市教育委員会教育長 加 納 博 明

## 提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成30年度瑞穂市一般会計歳入歳出決算を議会の認定に付すことについて、瑞穂市教育委員会の意見を求めるもの。

## 意見聴取

平成30年度瑞穂市学校給食事業特別会計歳入歳出決算の認定について  
平成30年度瑞穂市学校給食事業特別会計歳入歳出決算の認定について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定により、瑞穂市教育委員会の意見を求める。

令和元年8月30日提出

瑞穂市教育委員会教育長 加 納 博 明

## 提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成30年度瑞穂市学校給食事業特別会計歳入歳出決算を議会の認定に付すことについて、瑞穂市教育委員会の意見を求めるもの。

## 意見聴取

平成31年度瑞穂市一般会計補正予算（第3号）について

平成31年度瑞穂市一般会計補正予算（第3号）について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定により、瑞穂市教育委員会の意見を求める。

令和元年8月30日提出

瑞穂市教育委員会教育長 加納博明

## 提案理由

令和元年第3回瑞穂市議会定例会への議案提出につき、瑞穂市教育委員会の意見を求めるもの。

## 意見聴取

平成31年度瑞穂市学校給食事業特別会計補正予算（第1号）について  
平成31年度瑞穂市学校給食事業特別会計補正予算（第1号）について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定により、瑞穂市教育委員会の意見を求める。

令和元年8月30日提出

瑞穂市教育委員会教育長 加 納 博 明

## 提案理由

令和元年第3回瑞穂市議会定例会への議案提出につき、瑞穂市教育委員会の意見を求めるもの。